

地域未来投資促進法施行に伴う規制の特例措置等
による工場立地法の緑地面積率の緩和についての
考え方（案）

平成30年7月

恵庭市経済部

目 次

1	経 緯	1
2	現状と課題	1
2-1	関係する法律について	1
2-2	緑地面積率規制緩和の背景	5
2-3	市内工業団地の緑地の状況	8
2-4	他自治体の緑地面積率の緩和の状況	9
2-5	課 題	10
3	特定工場の緑化に関する基本方針（案）	11
4	恵庭市における特定工場の緑地等面積率の緩和案（工場立地法の緩和）	12
5	特定工場における緑地の機能・質の維持（ガイドラインによる確保）	13
5-1	工場立地法による事項	14
5-2	恵庭市の独自事項	14
6	今後のスケジュール（案）	17

1 経 緯

工場立地法において、一定規模以上の工場（以下、特定工場）については、敷地内の緑地等の面積の確保が必要であり、現在、恵庭市においては、国が定める「工場立地に関する準則」に基づき、緑地等の面積の確保が行われています。

この度、平成29年度の「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（以下、「地域未来投資促進法」）の施行により都道府県と市町村共同で策定する基本計画により重点促進地域を定め、条例を制定することで、特定工場に要する緑地面積率の緩和ができることとなりました。

恵庭市では、市内の企業の流出を防止し、事業規模を拡大しやすい環境の整備を目的として、工場立地法上の特例措置としての緑地面積率緩和条例を制定したいと考えております。

2 現状と課題

2-1 関係する法律について

2-1-1 工場立地法について

（1）工場立地法の概要

工場立地法が、環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表し、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律です。

工場立地法では、一定規模以上の工場（特定工場～業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者で敷地面積9,000㎡以上、または建築面積3,000㎡以上）を新設または変更する場合は、市町村へ事前に届出ることが事業者に対して義務付けられ、環境施設面積として敷地に対する割合を25%以上確保し、そのうち敷地面積に対して20%以上の緑地面積を確保することとなっています。

（2）緑地・環境施設の定義

工場立地法において、緑地、環境施設は、次のように定義されています。

「緑地」：芝生、樹木、花壇などで緑化した土地や建物屋上等のことをいう。

「環境施設」：噴水、池、運動場、屋内運動施設、雨水浸透施設等で、緑地も「環境施設」に含まれる。

（3）敷地内における緑地・環境施設の確保の考え方

工場立地法では、敷地内における緑地・環境施設の確保について、次の事が考えられています。

- ① 自然環境との調和、都市環境の整備（工場立地という開発行為がもたらす地域環境への影響を緩和するというグローバルな観点）
- ② 緑地の大気浄化作用の観点
- ③ 外部環境と生産活動との間を空間的に遮断する観点（粉じん、騒音防止のためのグリーンベルトの確保の観点を含む。）
- ④ 地域住民に対して心理的融和をはかる観点

環境施設確保の観点と環境施設の種類、確保場所との関係〔工場立地法解説（経済産業省）より〕

環境施設確保の観点	環境施設の種類	環境施設の確保場所
自然環境との調和、都市環境の整備	公園、緑地	敷地の周辺部中心
大気浄化	緑地	確保場所は問わない
外部環境と生産活動との空間的遮断	種類は問わない（公害等の要素が大きい業種は緑地が望ましい）	敷地の周辺部
地域住民に対する心理的効果	公園、緑地	敷地の周辺部中心であるが、地域住民が工場に従業員として働いていることを考慮すれば工場全体の修景を考慮することもある

（４） 緑地等の面積率の基準（現行の国の基準）

工場立地法第４条第１項の規定により、国は工場立地に関する準則を下記のとおり定めています。

区分	工場立地法上の基準	地域未来投資促進法に係る国の定める特例措置の基準範囲	
適用区域	工業・工業専用地域、準工業地域	工業・工業専用地域	準工業地域
環境施設面積の敷地に対する割合（環境施設面積率） ※緑地を含む	２５％以上	１０％以上～ ２５％未満	１５％以上～ ２５％未満
緑地面積の敷地面積に対する割合 （緑地面積率）	２０％以上	５％以上～ ２０％未満	１０％以上～ ２０％未満
敷地面積に対する環境施設の敷地周辺部への配置	１５％以上（環境施設が１５％未満の場合は全てを周辺に配置）		

【参考】

用途地域とは

- 工業地域 ～主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場も建てられる。住宅や 10,000 ㎡までの店舗等は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
- 工業専用地域～専ら工業の業務の利便の増進を図る地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
- 準工業地域 ～主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、様々なものが建てられる。

（５） 工場立地法の改正経緯

工場立地法は、昭和４８年の法改正以降、企業が工場の新增設を行う際に、一定の緑地整備を求める等の措置を実施してきました。これにより工場の緑地面積率が施行前に比べ２倍以上改善しており、工場立地法が工場と周辺環境との調和に果たした役割は評価されてきました。

他方、工場立地法が、地域の実情に沿った緑地整備の要請、地方分権の要請、公害防止技術の進捗等に十分対応していない、或いは老朽化工場の建て替えに対する支障となっている等の指摘が各方面から行われていました。

このような指摘を踏まえ、規制の適正化・合理化を図り、地域の実情に応じた効果的な緑地整備や工場施設のリニューアルの進展により、工場と周辺環境との調和を促進する等のため、工場立地法の見直しを行い、具体的な措置を講じることが決定されました。

＜主な改正点＞地方公共団体による緑地面積率の設定

都道府県及び政令指定都市は、緑地面積率、環境施設面積率について、国の定める範囲内において、従来の国による全国一律の基準に代えて、地域の実情に応じて、地域準則を条例で定めることができるようになりました。

２－１－２ 地域未来投資促進法について

（１）地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は従来の企業立地促進法の改正法として平成２９年７月３１日に施行され、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、成長性の高い分野で事業を展開する事業者を支援することにより、地域経済の活性化を図るものです。

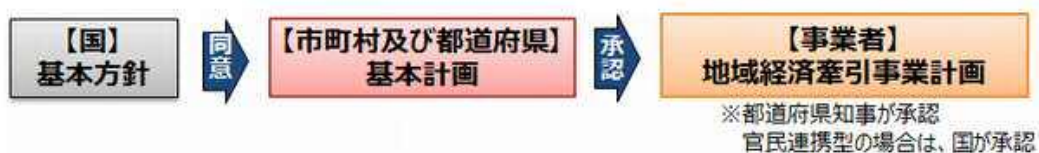
根拠法令	企業立地促進法	北海道産業振興条例	恵庭市企業立地促進条例
所 管	国	北海道	恵庭市
支援措置	税制優遇等	投資額に対する補助等	固定資産税、雇用補助

↓（改正）

地域未来投資促進法

都道府県及び市町村は、国の基本方針に基づき、共同で基本計画を策定し、国の同意を受けます。事業者は、同意された基本計画に基づき策定する「地域経済牽引事業計画」を策定し道の承認を得られた場合、各種支援措置等を受けられます。

また、重点促進区域内に工場立地特例対象区域を指定した場合は、市は条例により緑地面積率等を国の定める基準の範囲内で設定することができます。



（２）恵庭市における基本計画の概要

恵庭市は北海道と共同で「北海道恵庭市基本計画」を策定し、平成２９年１２月２２日に国の同意を得ました。

基本計画の概要

恵庭市は抜群の交通アクセスと豊かな労働力、安定した気候から物流関連産業が集積する特性を生かし、物流コストの削減や農商工連携等による付加価値の向上から、一層の成長が見込まれる物流関連・食料品製造・ものづくり関連分野を重点的に支援するほか、恵庭市の「花」の資源を活用した各観光分野の新規事業創出を支援することで地域経済の稼ぐ力の増加を目指し雇用の拡大につなげていきます。

（３）基本計画策定に伴い道・市ができる制度・事業環境の整備内容

基本計画策定に伴い、道・市では、下記の制度・事業環境の整備を行うことができます。

- ・不動産取得税、固定資産税の免除措置の一部改正
- ・工場立地法に基づく緑地等の面積率の緩和
- ・既存の支援制度の活用促進等

（４）工場立地法に基づく緑地等面積率の緩和基準

地域未来投資促進法に基づく緩和では、工場立地法で定める基準に加え、工業地域・工業専用地域のうち住民の生活、利便又は福祉のための用に供される施設がない区域（※丙種区域）については、環境施設、緑地の面積率ともに１％以上を最低基準とすることができます。

地域未来投資促進法の基本計画に係る国の定める基準範囲

区分	地域未来投資促進法に係る国の定める基準範囲	
適用区域	工業・工業専用地域	準工業地域
環境施設面積の敷地に対する割合（環境施設面積率） ※緑地を含む	１０％以上～２５％未満	１５％以上～２５％未満
緑地面積の敷地面積に対する割合 （緑地面積率）	５％以上～２０％未満	１０％以上～２０％未満
敷地面積に対する環境施設の敷地周辺部への配置	１５％以上 （環境施設が１５％未満の場合は全てを周辺に配置）	

※工業地域・工業専用地域のうち住民の生活、利便又は福祉のための用に供される施設がない区域については、環境施設１％以上～１５％未満、うち緑地１～１０％未満の基準となる。

2-2 緑地面積率規制緩和の背景

恵庭市においては工場の新設、増設が増加しており、特に製造業において成長傾向にあります。また、市内の未操業用地の減少も相まって、敷地内増設が堅調に推移していることから、緑地等の面積率の緩和は市内産業の振興に効果的と考えられます。

2-2-1 恵庭市の工業団地

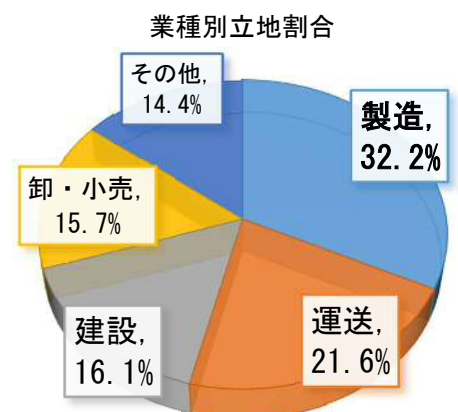
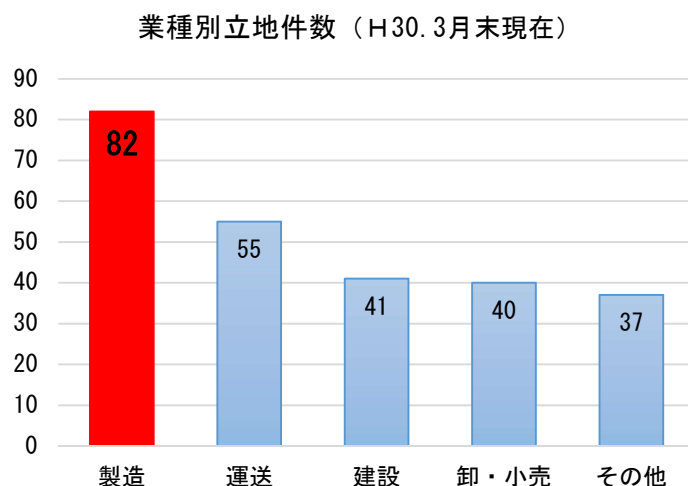
現状、市内には7つの工業団地があり、市所有の土地は平成23年に完売しております。



1. 恵庭テクノパーク 2. 恵庭工業団地 3. 戸磯・恵南工業団地 4. 戸磯軽工業団地
5. 島松工業団地 6. タクト恵庭流通団地 7. 恵庭テクノパークエルム

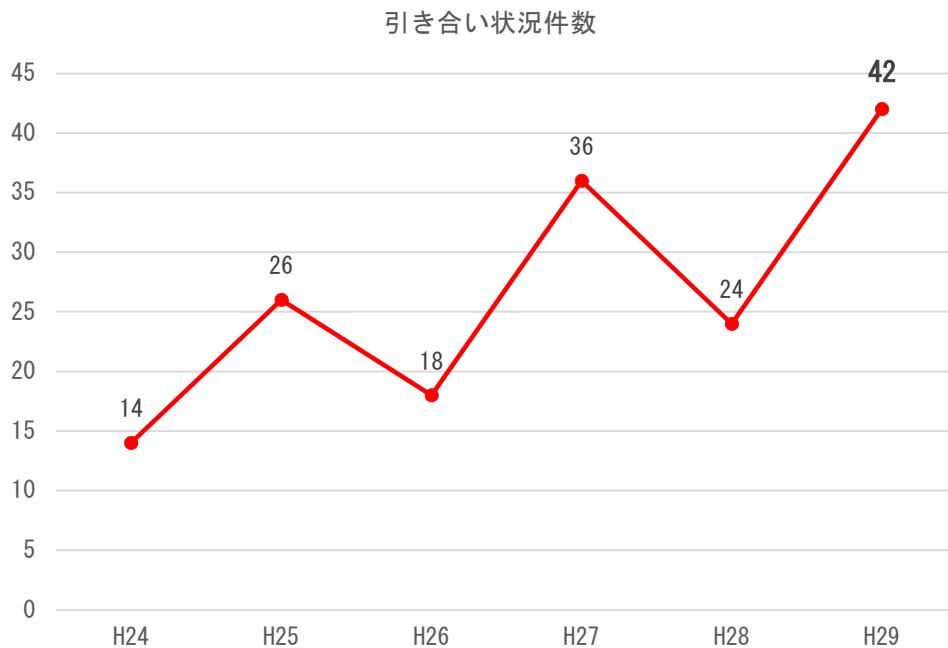
2-2-2 工業団地の立地企業数と業種

立地企業数は延べ255社、立地企業の上位は「製造業」「運送業」「建設業」となっています。



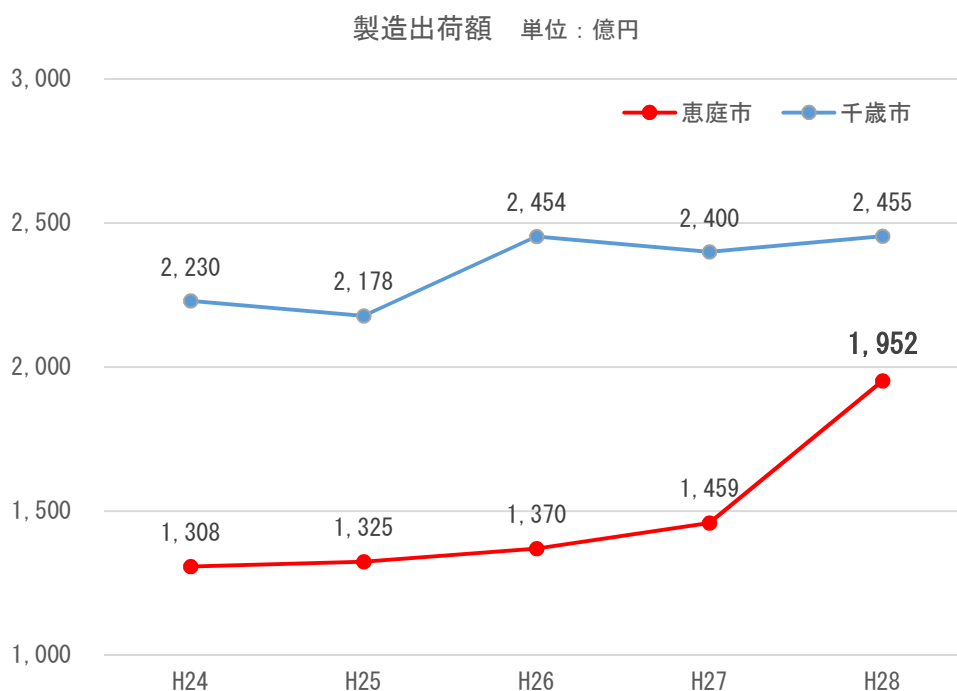
2-2-3 引き合い状況

近年、企業が立地を検討するにあたっては、自然災害や人材確保などにおける多様なリスク分散や、恵庭市の強みである充実した交通アクセスなどの条件を重視しており、今後も一定の引き合いが見込まれます。



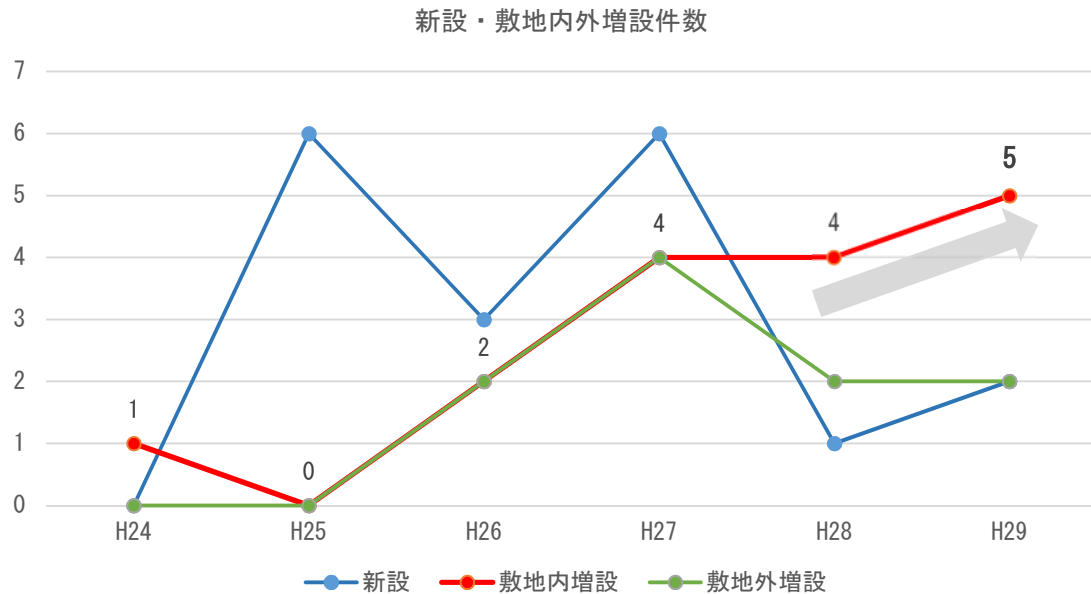
2-2-4 製造出荷額

市内への工場新設、増設に伴い、製造出荷額は、28年1,952億円となり前年比493億円増、33.8%の大幅な伸びが見られ、道内35市の中で9位から小樽市と函館市を抜き7位に順位が上がっています。



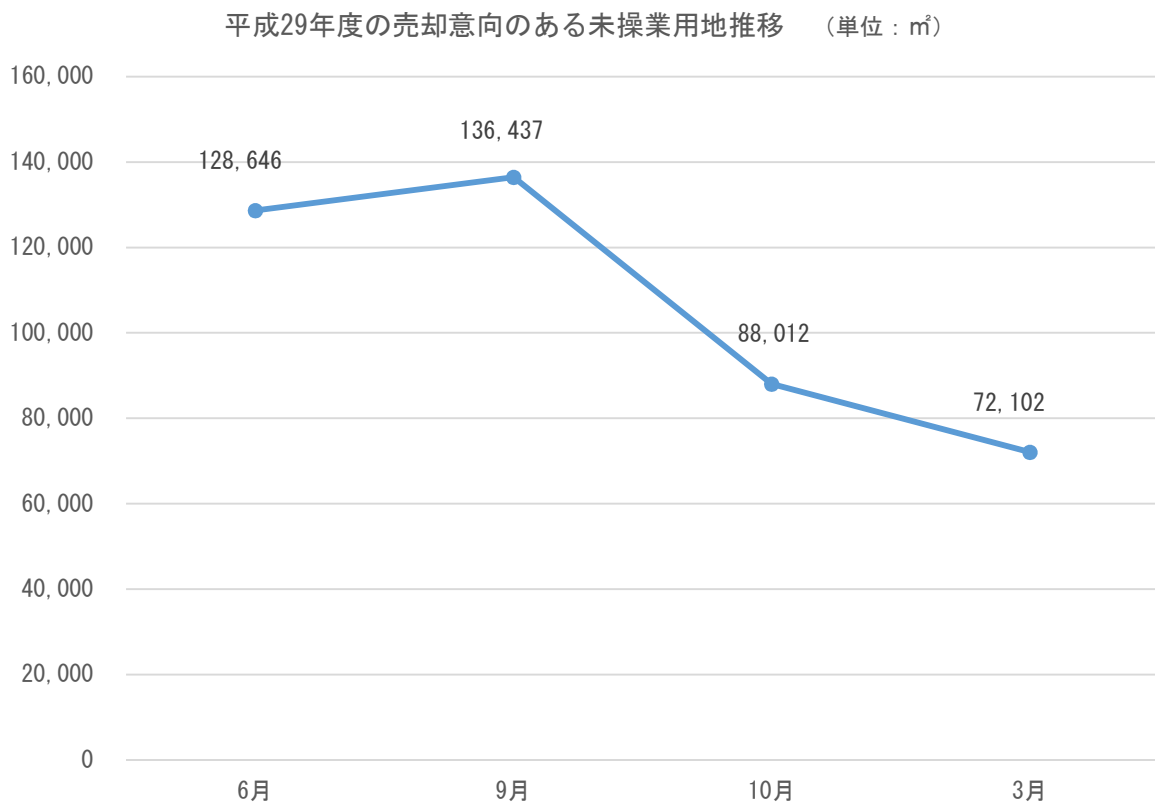
2-2-5 新設及び増設（敷地内外）状況

新設、増設については、いずれも増加傾向にありますが、特に敷地内の増設が堅調であり今後においても伸びることが予想されます。



2-2-6 未操業用地

土地を購入したものの事業計画等により工場等を建設していない未操業の土地についても、新增設に伴い減少している状況にあります。



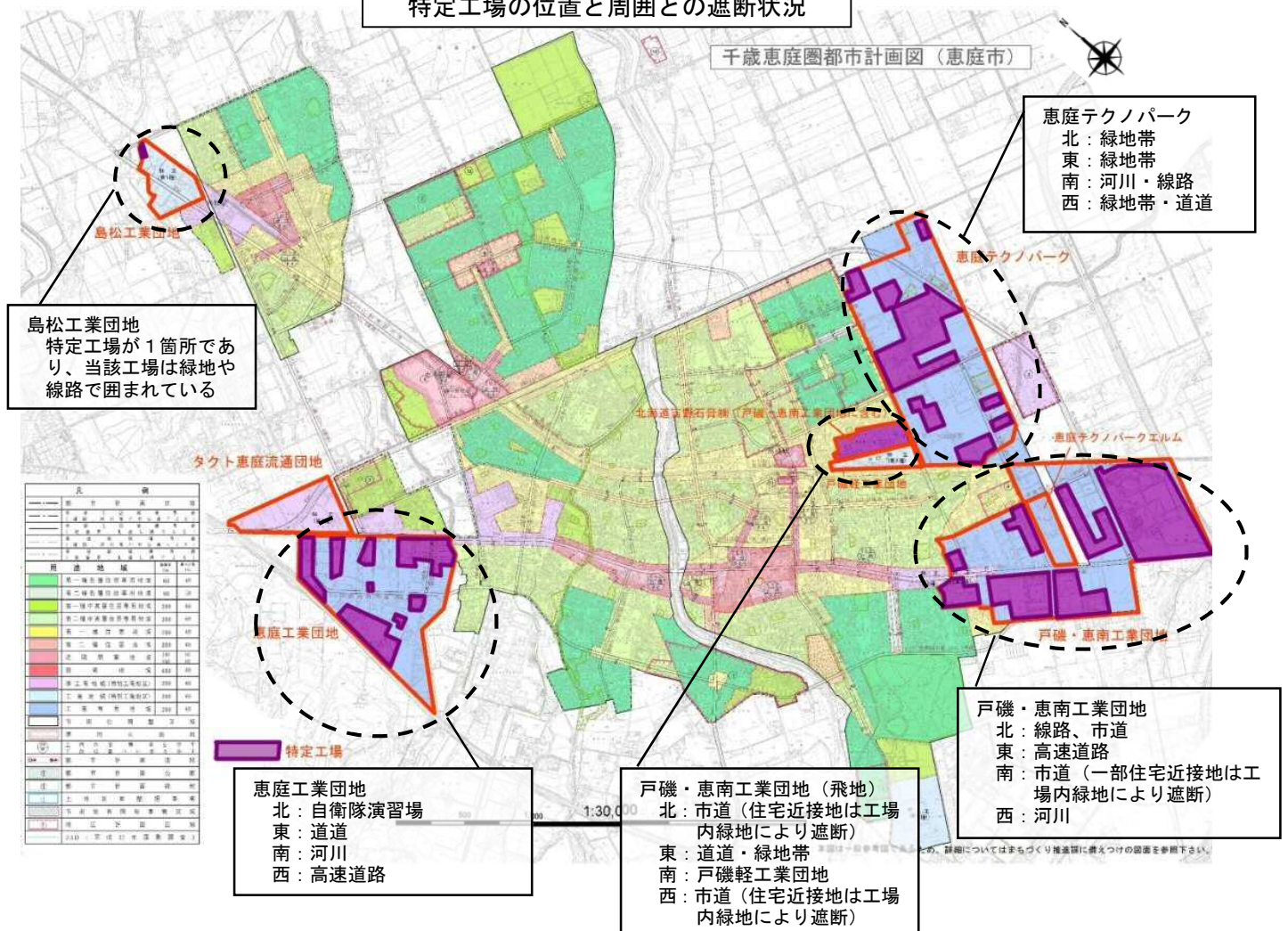
2-3-1 市内工業団地の緑地面積の状況

立地面積は約301haで工場等は180ha、緑地が約121haで、約40%が緑地であり半分近くを占めています。

	工場 (h a)	緑地等 (h a)	合計 (h a)	緑地割合	企業数
市内工業団地	1 8 0 . 0	1 2 1 . 8	3 0 1 . 8	4 0 %	2 5 5

特定工場は4工業団地内に37あり、立地面積は約152haで、工場等は約104ha、緑地が約48haで約32%が緑地となっています。

特定工場の位置と周囲との遮断状況



特定工場とその他工場等の面積及び緑地の状況

	工場建坪（h a）	緑地等（h a）	合計（h a）	緑地割合	企業数
特定工場	1 0 4.4	4 8.2	1 5 2.6	3 2 %	3 7
特定工場以外	7 5.6	7 3.6	1 4 9.2	4 9 %	2 1 8
合計	1 8 0.0	1 2 1.8	3 0 1.8	4 0 %	2 5 5

2-4 他自治体の緑地面積率の緩和の状況

2-4-1 他自治体の緑地面積率の緩和の状況

緑地等面積率の緩和を行っている道内5市にヒアリングを行いました。

工場立地法に基づく緩和を行っている5市のうち4市で、国が定める最低面積率である工業・工業専用地域で環境施設面積率10%以上、うち緑地面積率5%以上、準工業地域で環境施設面積率15%以上、うち緑地面積率10%以上と定めています。

江別市では、工業・工業専用地域、準工業地域ともに環境施設面積率15%以上、うち緑地面積率10%以上と準工業地域の最低基準に合わせて定めています。

緑地等面積率の緩和を行っている道内5市の状況

該当市名	工場立地法の規定に基づく緩和（面積率）				企業立地促進法に基づく緩和（面積率）			
	工業・工業専用		準工業地域		工業・工業専用		準工業地域	
	環境施設 面積率 (以上)	緑地面積率 (以上)	環境施設 面積率 (以上)	緑地面積率 (以上)	環境施設 面積率 (以上)	緑地面積率 (以上)	環境施設 面積率 (以上)	緑地面積率 (以上)
①江別市	1 5 %	1 0 %	1 5 %	1 0 %				
②釧路市	1 0 %	5 %	1 5 %	1 0 %				
③北斗市	1 0 %	5 %	1 5 %	1 0 %				
④函館市	1 0 %	5 %	1 5 %	1 0 %	1 %※	1 %※	1 5 %	1 0 %
⑤紋別市	1 0 %	5 %	1 5 %	1 0 %	1 %※	1 %※	1 5 %	1 0 %

※函館市、紋別市は、地域未来投資促進法の旧法（企業立地促進法）による丙種区域の緑地等面積率

2-4-2 企業からの反応

企業からの工場立地の引き合いがあった場合、緑地等の面積率緩和が一定のアピールポイントになっているという意見が多数ありました。

また、北斗市では、緩和したことで敷地内増設を検討している企業が1件あり、また釧路市でも緩和したことで増設を行った事例がありますが、その場合でも、必要以上に緑地が削減されることはありませんでした。

2-4-3 市民の反応

他自治体へのヒアリングの結果、パブリックコメントを行った函館市において、緑地環境に関する意見が1件ありましたが、函館市の当該地は住宅との近接していないことから理解を頂き問題はありませんでした。

2-5 課題

2-2～2-4で述べた状況から見た課題を①「工場の操業環境の課題」②「緑地の質や配置の課題」として整理すると、以下のとおりとなります。

2-5-1 工場の操業環境の課題

恵庭市においては工場の新設、増設が増加しており、特に製造業において成長傾向にあります。また、市内の未操業用地の減少も相まって、敷地内増設が堅調に推移しています。

しかし、工場立地法の緑地面積率の現行基準では、増設できない工場もあり、市内企業数社から、緑地等面積率の緩和についての要望があります。

2-5-2 緑地の質や配置の課題

特定工場が住宅地等と近接している箇所が一部あり、当該地においては工場敷地内の緑地により、工場と住宅地等が遮断されている状況にあります。

こうした住宅地等と近接する箇所においては、緑地が削減される場合においても住宅地等の方向に重点的に緑地を配置し、視覚的に緑地を増やす等、緑地の質を維持させ、周辺環境と調和することが求められます。

3 特定工場の緑化に関する基本方針（案）

恵庭市では、花や水、緑を大切にしまちづくりをすすめてきており、「第5期恵庭市総合計画」において、「花・水・緑 人がつながり夢ふくらむまち えにわ」を将来像として「恵庭（恵まれた庭）」という地名にふさわしい、美しくやすらぎのあるまちを目指しています。

その実現に向けた恵庭市の緑全般に関する計画である「恵庭市緑の基本計画」では、「水と緑ゆたかな“やすらぎのあるまち”」を緑の将来像として、市民すべてが緑や水辺、花などにふれあうことのできる水と緑のネットワークの形成を行っています。

これらの計画の基本理念や目標を受け、【恵庭市の「工場の操業環境の維持」と「質の高い緑地の配置」の両立】を目標と設定し、特定工場の緑地等面積率の緩和と、特定工場における緑地の機能・質を維持していきたいと考えています。

目標：恵庭市の「工場の操業環境の維持」と「質の高い緑地の配置」の両立

- ① 特定工場の緑地等面積率の緩和（工場立地法の緩和）
- ② 特定工場における緑地の機能・質の維持（工場立地法とガイドラインによる確保）

恵庭市では、市内の工業団地を対象地域として工場立地法における緑地面積率等の規制基準を緩和し、市内企業の流出を防止や、工場立地及び事業規模の拡大をしやすい環境を整備することで、地域産業の活性化を図りたいと考えています。

一方、工場における緑地は、地域の自然環境との調和や、周辺住民の生活環境に及ぼす影響緩和などの機能を持つことから、緑地面積率の緩和により、これらの緑地機能が低下することは防止しなければなりません。

また、恵庭市は「恵庭市緑の基本計画」において、工業地の緑化推進について、周辺の地域景観に配慮した緑地の促進等を行うこととし、大規模工場での隣接地の住環境への影響を押さえるため敷地外周部への緩衝緑地帯配置を促進し、良好な市街地環境の形成を促進することとしています。

こうした状況を踏まえ、緑地等の面積率を緩和するとともに、緑地の機能・質の維持を推進し【「工場の生産環境の維持」と「質の高い緑地の配置」の両立】を図り、工場の操業環境と周辺地域の生活環境のバランスがとれた緑化を推進し、当該特定工場を持つ企業の皆様にも「良好な市街地環境の形成」の一端を担っていただきたいと考えています。

4 恵庭市における特定工場の緑地等面積率の緩和案（工場立地法の緩和）

（１）対象地区

地域未来投資促進法の恵庭市の基本計画の重点促進区域に指定している市内の工業団地（７団地）とします。

（２）恵庭市の面積率の緩和について

面積率を緩和した場合の緑地面積の減少数は、特定工場以外の企業の緑化への協力もあり、全体からみると少なく、また、他市の例からも全ての企業が即時に緑地の削減を行うことはないと考えられるため、周辺への影響は多くありません。

また、工業団地と住宅地との近接する場所は少なく、緑地を削減する場合、工場立地法やガイドライン等による緑地の配置の指導や協力依頼を行うことにより、周辺への影響は少ないと想定されます。

よって、工場立地法によって定められた工業・工業専用地域、準工業地域の下限を恵庭市の面積率として定めたいと考えています。

恵庭市の新基準（案）

区分	工場立地法に規定されている基準（恵庭市現状）	工場立地法の基準範囲		恵庭市新基準	
適用区域	工業地域・ 工業専用地域・ 準工業地域	工業地域・ 工業専用地域・	準工業地域	重点促進区域 （地域未来投資促進法基本計画）	
				工業地域・ 工業専用地域	準工業地域
環境施設面積の敷地に対する割合 （環境施設面積率） ※緑地を含む	25%以上	10%以上～ 25%未満	15%以上～ 25%未満	10%以上	15%以上
緑地面積の敷地面積に対する割合 （緑地面積率）	20%以上	5%以上～ 20%未満	10%以上～ 20%未満	5%以上	10%以上
敷地面積に対する 環境施設の敷地周辺部への配置	15%以上（環境施設が15%未満の場合は全てを周辺に配置）				

5 特定工場における緑地の機能・質の維持（ガイドラインによる確保）

恵庭市は、「花・水・緑 人がつながり夢ふくらむまち えにわ」を将来像として「恵庭（恵まれた庭）」という地名にふさわしい、美しくやすらぎのあるまちを目指しています。

また、市民活動を中心とした「花のまちづくり」が注目され、市民ガーデナーによる自宅の庭の一般公開などが行われています。

また、市の各種計画などにより、周辺の地域景観に配慮した緑地の促進等や良好な市街地環境の形成を促進することとしています。

このように、花や緑に係るまちづくりが行われている恵庭市において、緑地等面積率の緩和を行い、特定工場が緑地等の削減を行う場合、地域環境との調和に配慮した緑地の配置を推進する必要があると考えられます。

工場立地法による緑地の配置の指導とともに、恵庭市として特定工場の緑地配置等のガイドラインを作成し、それにより適切な緑地の配置や緑化等を求めています。

また、恵庭市では、企業訪問や各工業団地の友交会、市内企業の親睦団体である恵庭工業クラブ等を通じ、市内企業への情報交換や現状把握を行っています。緑地の配置等について現地で確認すると共に、更なる緑化の取組を促していきます。

ガイドラインの基本的な構成

特定工場の緑地配置等のガイドライン（案）

工場立地法による事項

- ①敷地周辺部へ緑地等を15%配置
- ②住宅・学校等の方向への集中的、重点的な配置

恵庭市の独自事項

- ①敷地周辺部の緑化の推進
- ②住宅地や商業地等が近接する場合、その方向に重点的に緑地を配置
- ③幹線道路（国道、道道等）に接する場合、その方向に重点的に緑地を配置
- ④緑の体積や視覚的な緑量を向上させる緑化の推進
- ⑤緑化やまちづくり活動への参加の推進

5-1 工場立地法による事項

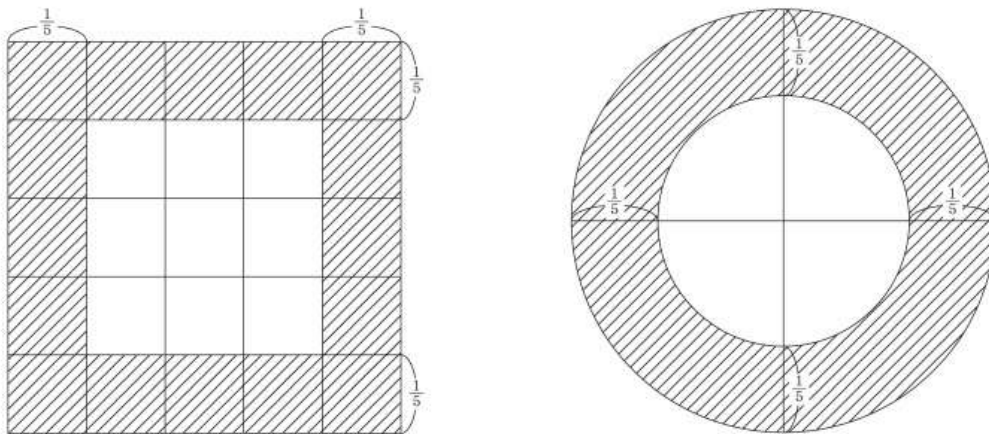
工場立地法において、敷地面積の15%にあたる緑地等を敷地周辺部に配置することになっており、緑地等面積の緩和により、緑地等の面積率が15%を下回る場合、全ての緑地等を周辺部に配置しなければならないと定められています。

また、周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように配置することが定められており、住宅、学校、病院等の施設が存在する方向に集中的、重点的に環境施設を配置して環境施設の遮断帯としての機能を最も効果的に発揮させるように求められています。

緑地等の削減の申請があった場合は、これらに基づき周辺部への緑地等の配置の指導を行います。

※敷地周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の1/5程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分をいう

例)



5-2 恵庭市の独自事項

緑地等の削減の申請があった場合、緑地等の配置について、敷地周辺部や住宅地・商業地に近接する場所への配置、緑化等を考慮した恵庭市の独自事項を作成し、申請があった場合はそれをうい協力を依頼します。

■恵庭市の独自事項において求める緑化及び配置等

- (1) 敷地周辺部の緑化の推進
- (2) 住宅地や商業地等が近接する場合、その方向に重点的に緑地を配置
- (3) 幹線道路（国道、道道等）に接する場合、その方向に重点的に緑地を配置
- (4) 緑の体積や視覚的な緑量を向上させる緑化の推進
- (5) 緑化やまちづくり活動への参加の推進

【参考】特定工場の緑地配置等のガイドライン案

恵庭市地域未来投資促進法に基づく準則を定める条例に係る緑地配置等のガイドライン（案）
（恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例に係る緑地配置等のガイドライン（案））

1. 目的

恵庭市では、平成 年 月 日に「恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（以下条例という。）」を施行し、市内の工業団地を対象地域として工場立地法における緑地面積率等の規制基準を緩和しました。これにより、市内企業の流出を防止や、工場立地及び事業規模の拡大をしやすい環境を整備することで、地域産業の活性化を図りたいと考えています。

一方、工場における緑地は、地域の自然環境との調和や、周辺住民の生活環境に及ぼす影響緩和などの機能を持つことから、緑地面積率の緩和により、これらの緑地機能が低下することは防止しなければなりません。

また、恵庭市は「第5期恵庭市総合計画」において、「花・水・緑 人がつながり夢ふくらむまち えにわ」を将来像として「恵庭（恵まれた庭）」という地名にふさわしい、美しくやすらぎのあるまちを目指しており、周辺の地域景観に配慮した緑地の促進等や良好な市街地環境の形成を促進することとしています。

こうした状況を踏まえ、緑地等の面積率を緩和する一方で、「恵庭市地域未来投資促進法に基づく準則を定める条例に係る緑地配置のガイドライン（以下ガイドラインという。）」を設け、工場の操業環境と周辺地域の生活環境のバランスがとれた緑化を推進し、当該特定工場を持つ企業の皆様にも「良好な市街地環境の形成」の一端を担っていただきたいと考えています。

対象となる特定工場におきましては「ガイドライン」に示す緑化や緑地の配置等にご協力をお願い致します。

2. 対象工場

工場立地法により定められている届出対象工場（特定工場）

特定工場 業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）

規模：敷地面積9,000㎡以上、または建築面積3,000㎡以上

3. 対象地域

地域未来投資促進法に基づく「北海道恵庭市基本計画」の重点促進区域に指定している市内の工業団地（7団地）

4. 工場立地法に基づく周辺緑地の配置

工場立地法第4条第1項の規定により定められた「工場立地に関する準則」の第4条において、敷地面積の15%にあたる緑地等を敷地周辺部に配置することになっており、緑地等面積の緩和により、緑地等の面積率が15%を下回る場合、全ての緑地等を周辺部に配置しなければならないと定められています。

また、周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するよ

うに配置することが定められており、住宅、学校、病院等の施設が存在する方向に集中的、重点的に環境施設を配置して環境施設の遮断帯としての機能を最も効果的に発揮させるように求められています。

工場立地法第4条第1項第1号の緑地や環境施設（以下緑地・環境施設という）を条例第3条に規定する緑地等面積率を適用し、既存の緑地等を減少させる場合においても、これらを考慮し緑地・環境施設を配置しなければいけません。

工場立地に関する準則に従わず、届出をしない又は虚偽の届出をした場合、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。（工場立地法第16条）

5. 恵庭市の緑化や緑地の配置

緑地・環境施設を条例第3条に規定する緑地等面積率を適用し、既存の緑地・環境施設を減少させる場合においては、次に規定する事項に留意し、適切な管理により維持に努めてください。

（1）敷地周辺部の緑化の推進

周辺環境や自然環境との調和や粉じん、騒音防止のためのグリーンベルトの確保の観点から当該特定工場の敷地周辺部に緑地を配置すること。

（2）住宅地や商業地等が近接する場合、その方向に重点的に緑地を配置

特定工場の周辺に住宅地や商業地があるときは、当該住宅地や商業地に面した当該特定工場の敷地内の樹林地を確保することにより、周辺環境に配慮した対策を行うこと。

（3）幹線道路（国道、道道等）に接する場合、その方向に重点的に緑地を配置

特定工場が幹線道路（国道、道道等）に接する場合、そこに面した当該特定工場の敷地内周辺部に緑地を確保することにより、周辺環境や景観に配慮した緑地の配置を行うこと。

（4）緑の体積や視覚的な緑量を向上させる緑化の推進

既存緑地の体積や視覚的な緑量を向上させることにより、周辺環境や自然環境との調和を図ること

例)

- ・敷地周辺部の芝生に将来緑の骨格となる中高木等を植樹
- ・敷地や建物の出入口及び道路に接する敷地周辺部に花壇やプランターを設置
- ・建築物の壁面やコンクリート塀等の緑化

6. 緑化やまちづくり活動への参加の推進

工場立地法第4条第1項第1号の緑地を条例第3条に規定する緑地面積率を適用し、既存の緑地を減少させる場合においては、「きれいなまちづくり条例」により定めた「ごみゼロの日（5月30日）」に実施するクリーンウォーキングや地域の清掃活動、緑化活動等へできる限り参加し、まちづくりや緑化等に努めてください。

6 今後のスケジュール（案）

8月1日	水と緑のまちづくり審議会報告
8月7日	経済建設常任委員会説明（条例案、考え方案）
8月15日～9月13日	パブリックコメント募集
9月下旬	パブリックコメント結果発表
10月	経済建設常任委員会説明 （パブリックコメント結果報告、条例案、考え方最終案）
11月	水と緑のまちづくり審議会報告
11月	条例議案提出 →（議決）
条例施行期日	公布の日から（同日にガイドラインを制定）

※条例制定に合わせ、ガイドラインを制定致します。

制定後、事業者がより理解しやすいガイドラインパンフレットを作成します。

ガイドラインは、適宜追加や見直しを図っていきます。